

令和6年第2回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年2月29日（木）午後2時00分

場 所 サンプルッシュ白河

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

欠席農業委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について

◎開 会

事務局長 定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、早速始めたいと思います。

それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和6年第2回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が5件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積関係の承認関係が35件、農用地利用集積等促進計画関係が1件、合わせて45件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものとする。令和6年2月29日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

【その１からその５朗読】

以上、その１からその５までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第３条その１、その２については関連がありますので、一括審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 ２月２４日、委員と申請人２名立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特にないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その３について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る２月２３日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、譲受人と当日お会いして、申請内容を確認いたしました。双方とも申請内容については間違いはないとのことでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その４について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 去る２月２０日に、譲渡人は親子関係で、息子さんとは連絡が取れていなかったのですが、お母さんと話をしまして間違いはないということで、譲受人には立ち会ってもらって、現地調査をいたしました。何ら問題ないかと思いますので、皆さんご審議、よろしくお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その４について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その５について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る２月２３日、委員と現地にて調査を行いました。また、譲渡人については電話にて内容確認を行い、譲受人については、当日現地でお会いして、申請内容を確認しました。双方とも申請内容については間違いがないということでした。今回の申請につきまして、周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その５について原案のとおり決定いたします。

◎議案第２号

会 長 次に、議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定による転用のための申請があったので、同条第３項において準用する同法第４条第４項及び同条第５項の規定により審議するものとする。令和６年２月２９日提出。会長矢野正則。

以上です。

会 長 農地法第５条その１について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、６ページをご覧ください。

【その１朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第３種農地と判断いたします。

なお、令和６年１月１６日に、農振農用地から除外をしております。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請につきまして、去る２月２３日、委員と現地にて調整を行いました。また、譲渡人については、当日現地でお会いして、申請の確認をいたしました。譲受人の代理人２

名については、電話にて申請内容の確認をいたしました。双方とも申請内容について間違いないということでした。今回の申請に伴う周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、11ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る2月23日、委員と現地調査を行いました。譲渡人には、2月23日当日、所用でお会いできませんでしたので、電話で申請内容について確認いたしました。譲受人には2月23日にお会いし、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、16ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。なお、当該用地は、令和6年1月16日に農振農用地から除外をしております。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、2月27日に委員と現地調査を行いました。設定人と、被設定人の立会いの下、申請内容について確認しました。また、もう一方の設定人については、電話にて申請内容について確認しました。双方とも申請内容に問題ないということです。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われます。

皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、21ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今月23日に、橋本委員と譲渡人、譲受人、兩人より委任状が提出されていまして、申請代理人と現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に問題ないということです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和6年2月29日提出。会長矢野正則。

以上です。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、39ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（所有権移転）についてご説明いたします。【内容朗読】

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

（該当委員 退場）

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第35号について、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、第1号から第35号について、原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

（該当委員 入場）

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画について審議します。

この案件につきましては、市長より農業委員会に意見を求められております。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について。農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見を求められたので、審議するものとする。令和6年2月29日提出。会長矢野正則。

以上です。

会長 事務局に説明をさせます。

事務局 それでは、41ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の意見についてご説明いたします。

これまで、農地の賃借というと、主に農地の出し手と受け手が直接貸借をしておりました、農用地利用集積計画と農地中間管理機構が、出し手から農地を借り受けて受け手に配分をする、農用地利用配分計画の2つに分かれておりました。

これが、令和5年度から、2つに分かれていた制度を同時に行う、農用地利用集積等促進計画に統合、一本化されました。統合、一本化されたといっても、地域計画策定までは2年間の経過措置があり、令和7年3月31日までは農用地利用集積も残ります。

本案件につきましては、農地中間管理事業において、農地中間管理機構が出し手から借り受けた農地を借受け希望者へ貸し付ける際の計画案について、市長より農業委員会に意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでしたので、異議なしとして意見を回答してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会長 ただいま議題となっております農用地利用集積等促進計画について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、農用地利用集積等促進計画について、意見がない旨を報告いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 なければ、事務局。

事務局 皆様、お疲れさまでございました。次回の総会ですが、3月27日水曜日、午後2時より、今度は場所が変わりまして、市役所の正庁となっておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に一つ。最近、西郷とか矢祭でしたっけ、他県ナンバーのトラックが山積みに土砂を置いていくというのがあるかと思いますが、福島県にだんだん入りつつあるという情報もあります。

もし皆様、農地パトロールの際に、他県ナンバーのトラックで土砂を運んでいるとか、何か怪しい動きがありましたら、ぜひ事務局にもご連絡いただいて、事務局としましては、福島県の建設事務所や農林事務所と協議して、情報共有して対応していきたいと思いますので、もし見かけた際には、ご一報いただければと思います。ぜひよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和6年第2回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時00分)
